第７号様式（第９条関係）

受付印
受付 第　号 27.3.30 三重県選挙管理委員会

No.			

平成 26 年分（平成　年　月　日開催分）

収支報告書

（ふりがな）

1　政治団体の名称　ぜいりしによるかわさきじろうこうえんかい　税理士による川崎二郎後援会

2　主たる事務所の所在地　津市上弁財町9-31

3　代表者の氏名　大西　徳松

4　会計責任者の氏名　武内　久郎

事務担当者の氏名

中村　多重子

（電話）059-226-3222

（電話）

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
公職の種類
資金管理団体の届
住所
☑ 無

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　川崎二郎
公職の種類　衆議院議員

資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

		十億	百万						
収　入　総　額 ---------- (②+③) ①				2	8	9	0	4	0
（前年からの繰越額） ---------- ②				1	2	6	0	2	4
（本年の収入額） ---------- ③				1	6	3	0	1	6
支　出　総　額 ---------- ④				1	8	6	8	5	7
翌年への繰越額 ---------- (①−④) ⑤				1	0	2	1	8	3

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金　額 ----------				
員　数 ----------				人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万					備考		
(ｱ) 個人からの寄附									
〔うち特定寄附〕									
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附									
(ｳ) 政治団体からの寄附			1	0	0	0	0	0	
小計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)			1	0	0	0	0	0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕									
イ　政党匿名寄附									
合計　ア＋イ			1	0	0	0	0	0	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額										備　　考
			十億		百万		千			円	
この頁の小計											
1件10万円未満のもの							6	3	0	1	6
合　　計							6	3	0	1	6

（その７）

（↓1.2.3のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	1．個人　2．法人・その他の団体　3．政治団体				
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額										年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考		
				千億		百万	1	0	0	0	0	0				
東海税理士政治連盟							1	0	0	0	0	0	26 2 2	名古屋市中村区名駅南2-14-19	鈴木　剛	
この頁の小計							1	0	0	0	0	0				
その他の寄附																
合計							1	0	0	0	0	0				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	10000	監査謝礼金
小計	10000	1(1)～(4)の計･･･①
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	176857	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		2(3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	176857	2(1)～(6)の計･･･②
合計	186857	①+②

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	億	百万	千	円						
この頁の小計											
その他の支出					1	0	0	0	0		
合計					1	0	0	0	0		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分	組織活動費（総会・懇親会・交際費　　）		
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
食事代					1	4	3	8	3	2	26 2 2	津都ホテル	津市大門7-15	
川崎二郎と語る会参加費						2	0	0	0	0	26 4 3	川崎二郎後援会	津市渋見町638-1	
この頁の小計					1	6	3	8	3	2				
その他の支出						1	3	0	2	5				
合計					1	7	6	8	5	7				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	レ	
イ　建物	□	レ	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	レ	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	レ	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	レ	
カ　金銭信託	□	レ	
キ　有価証券	□	レ	
ク　出資による権利	□	レ	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	レ	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	レ	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	レ	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	レ	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別紙のとおり）

(1) 領収書の写し

2　監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年3月30日

政治団体の名称　税理士による川崎二郎後援会

会計責任者の氏名　武内久郎　㊞

代表者の氏名
（解散時のみ記入すること）　㊞

※　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。

政治資金監査報告書

平成２７年３月２７日

税理士による川崎二郎後援会
代　表　　大西　徳松　殿

登録政治資金監査人　水谷重和
登　録　番　号　第2626号
研修終了年月日　平成27年6月16日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による川崎二郎後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による川崎二郎後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

税理士による川崎二郎後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による川崎二郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上